改正後	改正前
目次　（略）	目次　（略）
（送状）	（送状）
第九条　荷送人は、利用運送の申込みに際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに提出しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めた事項については、記載する必要がありません。	**第九条**　荷送人は、利用運送の申込みに際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに提出しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めた事項については、記載する必要がありません。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　運賃、料金（第二十六条の二に規定する積込料及び取卸料、第二十六条の三に規定する待機時間料、第四十四条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、諸掛金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項	七　運賃、料金、諸掛金、立替金（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項
八　次に掲げる場合は、その旨	八　次に掲げる場合は、その旨
イ　貨物の車両又は鉄道の車両への積込み又は取卸しを委託するとき。	イ　貨物の鉄道の車両への積込み又は取卸しを委託するとき。
ロ　第四十四条第一項に規定する附帯業務を委託するとき。	ロ　品代金の取立てを委託するとき。
ハ～チ　（略）	ハ～チ　（略）
九　（略）	九　（略）
（積付け、積込み又は取卸し）	（新設）
第十三条の二　貨物の積付けは、当社の責任においてこれを行います。	
2　当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社の責任においてこれを行います。	
（積込料又は取卸料）	（新設）
第二十六条の二　当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。	
（待機時間料）	（新設）
第二十六条の三　当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十四条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を収受します。	（新設）

改正後	改正前
第二節　積付け、積込み又は取卸し	**第二節**　積込み又は取卸し
（積付け、積込み又は取卸し）	（積込み又は取卸し）
第十七条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。	**第十七条**　貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。
2　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。	（新設）
3　（略）	2　（略）
（積込料又は取卸料）	（新設）
第三十三条の二　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。	
（待機時間料）	（新設）
第三十三条の三　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十一条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。	（新設）
（附帯業務等及び附帯業務料）	（附帯業務等）
第五十一条　当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。	**第五十一条**　当店が、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合の料金は、当店が別に定める料金表によります。
2　（略）	2　（略）

（標準鉄道利用運送約款の一部改正）

第二条　標準鉄道利用運送約款（平成二年運輸省告示第五百八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。